

大口町後援名義使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町が団体及び個人（以下「団体等」という。）が主催する事業の後援を行う場合の後援名義使用の基準及び手続に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 後援とは、大口町が団体等の主催する事業の趣旨に賛同し、大口町の名義の使用を認め、事業の開催を支援することをいう。

(使用許可の基準)

第3条 大口町が後援名義使用を許可する事業は、教育、文化、体育、産業、福祉等の向上に寄与するもので、次の各号に該当すると認められるものとする。

- (1) 事業の目的及び内容が明確で、かつ、公益性があるもの
- (2) 広く住民を対象とし、主催者が適格なもの
- (3) 公序良俗に反しないもので社会的な非難を受けないもの
- (4) 営利や商業宣伝又は私的な利益を目的としないもの
- (5) 宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動でないもの
- (6) 開催場所の公衆衛生、災害防止等について十分な措置が講じられているもの

(申請)

第4条 事業を実施する団体等が、大口町の後援名義使用の許可を得ようとするときは、当該事業の開催日の1月前までに大口町後援名義使用許可申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に事業計画等を添付して、町長に申請しなければならない。

(使用許可)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、後援名義使用の許可を決定したときは、大口町後援名義使用許可通知書（様式第2）を団体等に交付する。ただし、必要があるときは、条件を付すことができる。

2 審査の結果、不適当と認めたときは、大口町後援名義使用許可申請却下通知書

（様式第3）を交付する。

（変更）

第6条 団体等は、前条第1項に基づく大口町後援名義使用許可通知の後で事業内容に変更が生じたときは、直ちに大口町後援名義使用許可事項変更届（様式第4）により町長に届け出なければならない。

2 前項の届出がない場合は、当該後援名義使用の許可はその効力を失う。

（許可の取消）

第7条 町長は、申請書の記載事項等に虚偽を認めたとき、第3条各号のいずれかに該当しない事実が判明したとき又は許可の際に付した条件に違反したときは、大口町後援名義使用許可取消通知書（様式第5）により、後援名義使用の許可を取り消す。

（実績報告）

第8条 団体等は、当該後援に係る事業が終了したときは、直ちに大口町後援事業実績報告書（様式第6）に収支決算書等を添付して、町長に報告しなければならない。

（免責事項）

第9条 大口町は、団体等及び第三者に対して、後援名義使用許可の事業に係る損害賠償その他のいかなる責も負わない。

（その他必要事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用について必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成23年11月30日大口町告示80号）

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。